

住宅用家屋証明

次の要件をすべて満たす必要があります。

【要件】

- ・新築または取得後、1年以内の登記であること。
- ・延べ床面積が50㎡以上であること。
- ・自分の居住用に使用する家屋であること。

【申請の際に必要な書類】原則、すべて原本を提示・提出してください。

	自分が建築主で新築したとき		新築建物を購入したとき	中古物件を購入したとき
		特定認定長期優良住宅		
建築確認済通知書 建築確認申請書 (図面・間取り図)	○	○	○	—
表示登記済書 (登記簿謄本)	○	○	○	○
住民票	○	○	○	○
売買契約書 (売渡証書)	—	—	○	○
家屋未使用証明書	—	—	○	—
申立書	—	—	○※1	○※1
現在の家屋の処分方法	—	—	○※1	○※1
申請書	—	○ 様式第1号	○ 様式第5号	—
認定書		○ 様式第2号	○ 様式第6号	

※ 不明な点は、税務課（0778-22-3015）までお問い合わせください。

※1 必要に応じて、提出してください。